

玉山銀行  東京支店  福岡支店 御中

振込日(西暦)	20 年 月 日	お取引番号	
---------	----------	-------	--

口座名	フリガナ	
	漢字・英語	

**払戻請求書兼解約届** 全額お引き出し後、口座を解約する場合は、金額欄の「口座解約」にチェックを入れてください。

払戻科目	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号		お届け印									
	<input type="checkbox"/> 定期												
払戻金額	<input type="checkbox"/> JPY	拾億	百万	千									
	<input type="checkbox"/> USD												

上記の預金口座を解約します。  
解約金は、貴行所定の振込手数料を差し引きのうえ私名義の振込指定口座に振替・振込いただくよう依頼します。なお、解約金が指定口座への振込手数料に満たない場合は解約金を放棄します。

振込金額	当店宛	他行宛
3万円未満	330円	660円
3万円以上	330円	880円

**入金票兼振込依頼書**

入金・振替	口座番号													
	お名前		ご本人口座以外への口座入金・振替の場合は、「お名前」をご記入ください。											
	入金通貨	<input type="checkbox"/> JPY <input type="checkbox"/> USD	入金金額	拾億	百万	千								
	レート													
他行振込	お振込先		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 信組	<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> その他	支店出張所						
	科目		<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号									
	振込金額		JPY	拾億	百万	千	*解約の場合、金額の入力は不要。							
	受取人名	フリガナ	*必ずフリガナをご記入ください。											
		漢字	様											
振込内容欄														

銀行使用欄							
電話確認日・時間	確認対象者	資金用途	検閲	実施	印鑑照合	受付	

## 振込規定

### 第1条 適用範囲

振込依頼書による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。但し、外国為替法令上の(非)居住者と非居住者との間における当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての円貨建送金取引は除きます。

### 第2条 振込の依頼

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
  - ① 振込の依頼は当行所定の受付時間内に受け付けます。
  - ② 振込の依頼は、すべて電信扱いの依頼としてこれを受け付けます。
  - ③ 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
  - ④ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 前項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

### 第3条 振込契約の成立

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込資金等は、お客さま名義の普通預金口座から引き落とす方法により、受領するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込資金受取書等を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

### 第4条 振込通知の発信

振込契約が成立したときは、当行は依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、当行所定の受付時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

### 第5条 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

### 第6条 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第7条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の変更依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、訂正の依頼を受け付けたときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

### 第7条 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、次の組

戻しの手続により取扱います。

- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、組戻し依頼の受けおおよび組戻された振込資金の返却を行ったときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

### 第8条 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第9条 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 変更の受付にあたっては、当行所定の変更手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、変更ができなかったときは、変更手数料は返却します。
- (3) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、第1項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (4) 組戻された振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当行所定の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。
- (5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

### 第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

### 第11条 譲渡・買入れの禁止

振込資金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、買入れすることはできません。

### 第12条 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

### 第13条 規定の改定

この規定を改定する場合は、改定内容を当行窓口での掲示またはその他の方法で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上